



人権平和資料館だより

2021年(令和3年)6月

# HUMAN RIGHTS & PEACE 第269-2号

〒720-0061 福山市丸之内1-1-1

TEL 924-6789 FAX 924-6850

人権と平和は

21世紀のキーワード

[jinken-heiwa-shiryokan@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:jinken-heiwa-shiryokan@city.fukuyama.hiroshima.jp)

## 障がい者スポーツを考える

～パラリンピックの世界へようこそ パート2～

期間 4月19日(日)～6月27日(日)

期間中入場無料



延長

期間

～9月26日(日)

期間中入場無料

※緊急事態措置の解除後、企画展の開催期間を9月26日まで延長して実施します。



元シドニーパラリンピック日本代表(車いすマラソン) 渡邊 幹司 さん(福山市出身)

いよいよ『東京2020オリンピック・パラリンピック』が開催されます。今回は多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる公平な競技を保障していくためにどのような工夫がされているのかに焦点をあてて、展示パネルを構成しました。展示パネルは、国際パラリンピック委員会が世界各国の子どもたちに学校教育を通じて「東京2020パラリンピック」の魅力を伝えることを目的として開発された教材を中心に、どなたでもわかりやすい内容で構成しています。

## パラリンピックムーブメントがめざす、共生社会について

パラリンピックムーブメントとは、パラリンピックスポーツを通して発信される価値やその意義を通して世の中の人に気づきを与え、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとする活動のことをさします。パラリンピックムーブメントの推奨は、パラリンピアンや大会の関係者だけでなく、社会変革を起こそうとする人、団体すべてが担います。

すべての人にはスポーツに参加する権利があります。それは障がいがある人も同じです。スポーツを楽しむうえで、障がいのためにできないことがあったり危険が伴うと考えられることに対し、発想を転換したりやり方を変えるなどの創意工夫をルールに反映させて参加の可能性を広げているのがパラリンピックスポーツです。

パラリンピックから学ぶ「創意工夫」は、さまざまな機会が公平に与えられるような共生社会の実現を促進するためのきっかけとして捉えることができます。

今回の企画展をきっかけに、次のことについて考えていきたいと思います。

- できないことではなく、できることに注目する。
- できないことでもあきらめず、どうやったらできるようになるか考える習慣をつける。
- 物理的・心理的なバリアをなくすことについて考える。
- 工夫の結果、一方的にどちらかが有利にならないように考える。
- 障がいがあるからできないのではなく、環境が「できないこと」を生じさせていることがあるということを考える。

### 実物展示物



車いすバスケットボールの車いす



コンパウンド用のアーチェリー